

平成 18 年 4 月から 介護保険制度が変更

予防重視型システムへの転換

平成 12 年 4 月にスタートした介護保険制度は、6 年が経過しようとしています。この間の社会経済情勢などの変化や高齢化の進行を踏まえ、介護保険制度を今後も持続可能な制度とするため、「介護保険法」が改正され、新予防給付および地域支援事業など介護予防に重点を置いたシステムへの転換などが図られます。

□ **問い合わせ** 高齢福祉課介護保険係 ☎ 26-2111（内線 121・125）

(1) 予防給付の創設

要介護状態などの軽減、悪化防止に効果的な軽度者を対象とする新たな予防給付が実施されます。
予防給付の対象者は新たに創設された要支援 1（従来の要支援者および要支援 2 従来の要介護 1 の一部）に該当する方です。

(2) 地域支援事業の創設

要支援・要介護になる恐れのある高齢者を対象とした効果的な介護予防サービスが、地域支援事業として介護保険制度に新たに位置付けられました。

例えば

介護予防事業（要支援・要介護になる恐れの高い方を対象とする介護予防サービスの提供）
包括的支援事業（介護予防マネジメント事業、総合相談・支援事業、地域ケア支援事業など）
高齢者の権利擁護事業など

近年、全国的に要支援・要介護 1 のいわゆる「軽度者」が大幅な増加傾向にあります。本市においても平成 14 年 10 月に、要支援者は 202 人、要介護 1 は 457 人でしたが、平成 16 年 10 月には、要支援者は 270 人（約 34 割増）、要介護 1 は 649 人（約 42 割増）と、それぞれ大幅に伸びています。

このような状況の中で、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送るために、地域に必要な介護予防サービスを受け、要支援・要

介護状態になることを防ぐ施策の展開が急務となつていきます。

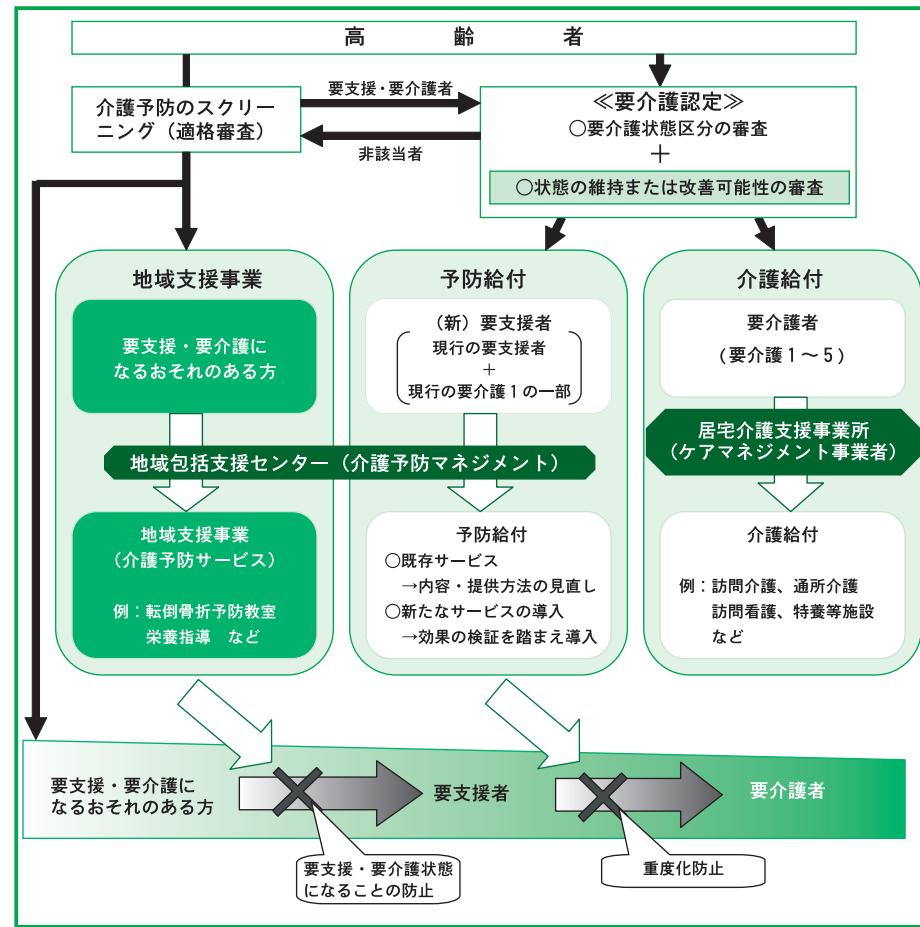
そこで、介護予防を推進する地域支援事業では生活習慣病予防とともに、「地域包括支援センター」を中核機関とした介護予防のさらなる充実

が図られます。
地域包括支援センターって何をするといいの？

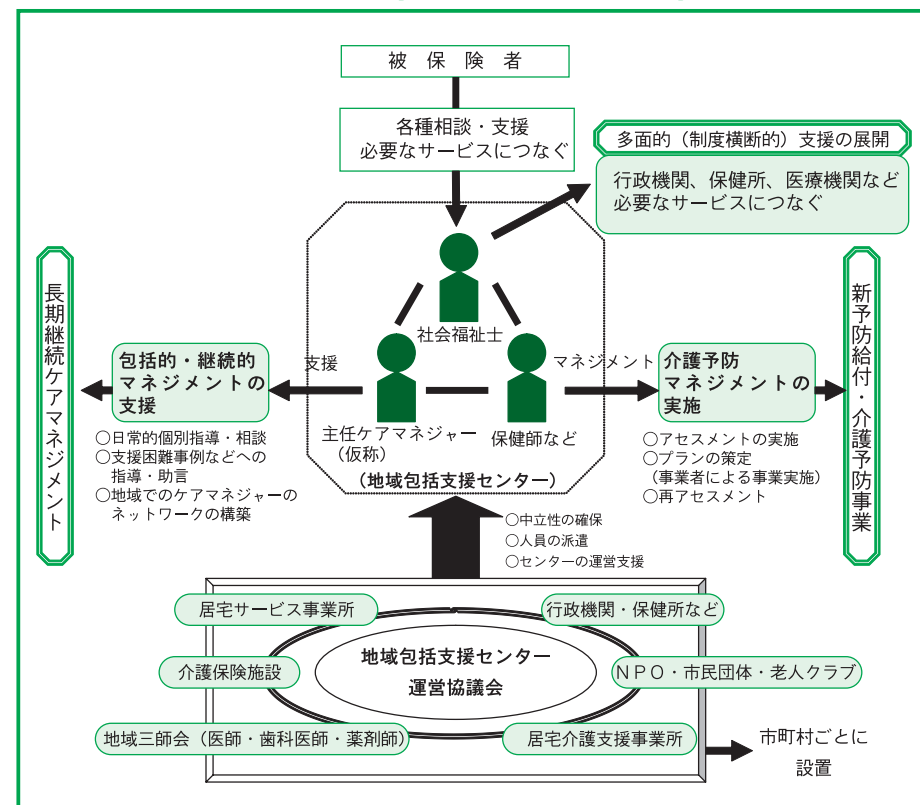
地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行い、地

域支援事業のうち介護予防事業のマネジメント、被保険者の実態把握と総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護事業、多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントの支援を総合的に行う機関となります。

制度改正による新しいサービスの体系



地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



制度改正による要介護度の区分の変更

